

男鹿市条例第26号

男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例

男鹿市商工業振興促進条例（平成17年男鹿市条例第161号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨励措置の対象)</p> <p>第3条 この条例に規定する奨励措置の対象となる工場等は、<b>令和13年3月31日</b>までに新設又は増設の工事に着手し、かつ、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(奨励措置の適用期間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第5条第1項第2号に掲げる奨励措置を適用する期間は、当該工場等の操業を開始した日の属する年の翌年度から<b>3年</b>度とする。</p>	<p>(奨励措置の対象)</p> <p>第3条 この条例に規定する奨励措置の対象となる工場等は、<b>令和8年3月31日</b>までに新設又は増設の工事に着手し、かつ、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(奨励措置の適用期間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第5条第1項第2号に掲げる奨励措置を適用する期間は、当該工場等の操業を開始した日の属する年の翌年度から<b>5年</b>度とする。</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の男鹿市商工業振興促進条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工場等を新設又は増設する工事に着手したものについて適用し、施行日前に立地協定を締結したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。